

平成 28 年 12 月

江南市議会建設産業委員会会議録

12月7日

江 南 市 議 会 建 設 産 業 委 員 会 会 議 録

平成28年12月7日〔水曜日〕午前9時00分開議

議 題

議案第108号 江南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

議案第109号 江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

議案第113号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第119号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

第3条 繰越明許費のうち

布袋本町通線街路改良事業

布袋駅東地区交通結節点整備事業

第5条 地方債の補正

議案第120号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第122号 平成28年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）

行政視察報告書について

常任委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長 稲山明敏君 副委員長 尾関昭君

委員 東義喜君 委員 古田みちよ君

委員 福田三千男君 委員 牧野圭佑君

委員 藤岡和俊君

欠席委員（0名）

委員外議員（2名）

議員 鈴木貢君

議員 伊藤吉弘君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗本浩一君

議事課長 高田裕子君

主事 徳永真明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤田和延君

生活産業部長

武田篤司君

都市整備部長

鈴木慎也君

水道部長兼水道事業水道部長

鵜飼俊彦君

市民サービス課長

山田順一君

市民サービス課主幹

今枝一也君

市民サービス課副主幹

矢橋尚子君

商工観光課長

石坂育己君

商工観光課主幹

中山英樹君

商工観光課主査

長谷川悟君

農政課長

大岩直文君

農政課主幹

村瀬猛君

農政課副主幹

岩田浩和君

環境課長

石川晶崇君

環境課主幹

相京政樹君

環境課副主幹 青 山 守 君

環境課副主幹兼環境課環境事業センター所長

牛 尾 和 司 君

広域ごみ処理施設建設対策室長 平 野 勝 庸 君

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議準備室長

阿 部 一 郎 君

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議準備室副主幹

山 内 進 治 君

まちづくり課長 野 田 憲 一 君

まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長

堀 尾 道 正 君

まちづくり課主幹 米 田 直 人 君

まちづくり課副主幹 影 山 壮 司 君

まちづくり課副主幹 小 池 浩 司 君

まちづくり課主査 尾 関 高 啓 君

まちづくり課主査 鈴 木 勉 君

土木課長 馬 場 智 紀 君

土木課主幹 伊 藤 達 也 君

土木課副主幹 吉 本 晴 永 君

土木課副主幹 酒 匂 智 宏 君

土木課主査 山 本 健太郎 君

建築課長 沢 田 富美夫 君

建築課主査 源 内 隆 哲 君

水道部下水道課長 小 林 悟 司 君

水道部下水道課主幹	夫	馬	靖	幸	君
水道部下水道課主査	柴	垣	伸	道	君
水道部下水道課主査	瀬	川	悠	子	君

水道事業水道部水道課長	郷	原	実智雄	君
水道事業水道部水道課主幹	高	田	昌和	君
水道事業水道部水道課副主幹	岡		久雄	君
水道事業水道部水道課主査	磯	部	将人	君

行政経営課主幹	平	松	幸夫	君
行政経営課主査	山	口	尚宏	君

○委員長 ただいまより建設産業委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、10月の視察、そして意見交換会と、本当に御苦労さまでございました。ことしもあとわずかとなり、この委員会も4分の3と申しますか第3回目となります。何とぞ慎重審議していただきまして、委員会の議事進行をスムーズに行っていただきますようによりしくお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきますと思います。

それでは、当局から挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る11月24日に12月定例会が開会されまして以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長 じゃあ、市長さんは退席されますので、よろしくをお願いします。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第108号 江南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを初め6議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては付託順により行います。委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力いただきますようよりお願いを申し上げます。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されております。円滑な議事運営とするため、所属の委員による

質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

それでは、審査に入ります。

議案第108号 江南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

○委員長 最初に、議案第108号 江南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長 議案第108号 江南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につきまして、説明に入らせていただきます前に、委員の皆様方に施設の全景等をつかみやすくさせていただくため、平成29年4月1日より開設予定の江南市消費生活センター、現在の地域情報センター、来年度からは西分庁舎となりますけれども、こちらの1階の平面図を建設産業委員長さんのお許しをいただきお渡ししたいと思いますが、委員長さん、よろしかったでしょうか。

○委員長 はい、よろしいです。

○市民サービス課長 ありがとうございます。それでは、資料のほうを配らせていただきます。よろしくお願いいたします。

[資料配付]

○市民サービス課長 それでは、説明に入らせていただきますので、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第108号 江南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、6ページから7ページにかけて江南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）を掲げさせていただいてご

ざいます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　議案質疑でも幅議員がいろいろされましたが、まずセンター長は市民サービス課の課長がされるということが議案質疑でありましたけれども、市民サービス課長は本庁舎のほうにいますか。その場合は向こうの西庁舎の、こちらのほうの一応責任者というのはどなたになるのでしょうか。

○市民サービス課長　市民サービス課長は本庁のほうの現在の位置というのでしょうか、そちらのほうになりまして、西分庁舎ということでございますので、建物を所管する課長としましては総務課長が当たるものと認識しております。

○藤岡委員　建物の責任者ではなくて、ここの西分庁舎にできる消費生活センターの責任者はグループリーダーになるのでしょうか。

○市民サービス課長　通常は今のグループリーダーが、こちらのほうの施設の管理等々、現場のほうに入って対応していく予定でございます。

○藤岡委員　あと、今1階にあります市民相談室も、こちらのほうに移っていくということになるのでしょうか。

○市民サービス課長　そのとおりでございます。

○藤岡委員　となりますと、今、市役所の1階にある市民相談室の部屋というのは今後はどうなりますか。

○市民サービス課長　総務課のほうに一旦お返しをするというのでしょうか、我々のほうの所管を離れるものというふうに思っております。

○藤岡委員　これはまた建物そのものの話ですのであれなんですけど、トイレなんですけど、トイレがちょっと古くて、これにトイレに障害者用ありとは書いてあるんですけども、一番真ん中の部分が障害者用トイレで洋式便所が1なんですけれども、右側が男子トイレで小便器が4、大便をするほうは和式便所が1です。女子のほうは、たしか和式が2で洋式が1になっていると思うんですが、こちらのほうが西庁舎という形になるんであったら、本庁舎のトイレ並みのトイレの設備にかえていったほうがいいんじゃないかと

思うんですけれども、そういった予定はないでしょうか。

- 市民サービス課長　今のところ聞いてはおりません。よろしく願いいたします。
- 藤岡委員　では、要望という形でお願いしたいと思いますが、よろしく願いします。
- 委員長　ほかに。
- 福田委員　消費者安全法というのが平成21年ということですが、全くこれは私も知りませでしたけれども、それから今度、江南市で適用するのが来年の4月1日からということで、かなり対応がおくれているかなあと僕は思っているんですけれど、どこの市町もこんなものですか。
- 市民サービス課長　うちも今、消費者相談、本会議でもお話しさせていただきましたけれども、週2回半日やっております、現状では一宮市のほうの消費生活センターとか、県の直接電話の窓口だったりとか、そういったようなところで相談を受けております関係で、何もやっていないわけではなくて既にやっている中で、今の一宮を初め県の施設が統合されるというお話がございまして、平成30年度をめどにということでございましてけれども、そういったことを考えましてこの辺の市町、今聞いておりますところは扶桑町と犬山市も同時なんですけれども、この4月1日にセンターを開設するというので、県の対応にあわせてこういった動きをしているということでございます。
- 牧野委員　何かネットを見ましたら、5名程度、週1日から2日ぐらいで時給2,000円で募集するということですが、常時は1名ということなんですけど、そこら辺、いつから募集してどういうローテーションかお聞きしたいんですが。
- 市民サービス課長　現在、今の週2日半日の中で3名の方でローテーションしております、現状は、消費生活センター。4月からは、今お話がありましたとおりですけれども5名ということで、1日ですね、開館の9時から4時半までという任用の予定を今考えておるんですけれども、そちらの相談員を1名配置しまして5名で回していくというんでしょうか、5名のローテーションができればというふうに今考えております。常駐しているのは1名、

その中で5名のローテーションという、5名を組みかえながら開設していると考えております。

○牧野委員　そちらの考えですから、いい悪いはわかりませんが、そこまで要るのかなあと思ったことと、費用の補助というのは国から出るものなんですか。全額これは、P I O－N E T等のいろんな機器を含めて補助とかそういうものがあるのかないのか、お聞きしたいんですが。

○市民サービス課長　県のほうの補助ということで、拡張分というんでしょうか、今までやってきたものからプラスして、今のP I O－N E Tとかお話がございましたけれども、ほかの機器とかも、いわゆる買い足したものと、相談員がふえた時間の部分については県の補助がございます。

○牧野委員　それは全額ということですか。

○市民サービス課長　全額ということで、最長で9年間までということでございます。

○委員長　ほかに。

○東委員　この図面をいただきまして、新しく職員体制というのはここに記載をされておいて、これはほとんどが今現在の本庁でやっていただいている方の体制というのかな、この内容はですね。今、情報センターを開設されて、ここはここで本来臨時職員の方が配置をされておるわけでありまして、その人たちとの関係ということと、もう1つは、あそこは情報センターで今仕事をやっていただいている方というのは、例えばこのギャラリーの部分の対応だとか、日常的には相談はそれぞれの幾つかの課が分担して責任を負っていただいておりますけれども、ただこの事務室の方たちがそれらに対応することもあるんだろうと思いますし、ちょうどこの左側にあります市民・協働ステーションが、ここでもやれますよというふうになってはいますが、現在はここもそれに開放されて、主には2階ですね、N P Oだとかあいう人たちの対応をやっておる場所はね。その辺のところを、たまたま今まで情報センターでそういう幾つかのことを要は地方創生推進課の管轄でやっておったんですね、この情報センターの管理や幾つかのギャラリーから多目的活動室の市民・協働ステーションのことだとか、2階でのいろんなの人たちの活動がね。今回、西庁舎というような形の名称に変えて、市民サ

ービス課がここに入って体制をとるということですが、そういうギャラリーの関係だとか、市民・協働ステーションの関係だとか、その辺の対応というのは、この職員体制の中に入っています消費相談生活グループから何人かの方がここに配置をされるわけでありまして、全部責任を負って面倒を見るということになるんですか。

○市民サービス課長　ここでやりますパートさんの中には、今、調整中がございますけれども、現在お見えになる方と、私どものほうにもお見えになる方がありますものですから、その方々にもお願いできるような形がとれないかということで調整をしております。

建物の管理につきましては、全員が向こうに行くわけがございますので、行った職員、ここに書いてあるとおりでございますけれども、そちらの職員が対応していくことになるものと思っております。

○東委員　対応はそういうことになるでしょうね、実質はそこに職員さんが見えるんだから。ただ、こんなことは余り、我々は別にそうなくてもいいと思っているんですけど、どうしても役所というのは縦の組織でそれぞれ管轄決まっておって、じゃあ市民・協働ステーションのような仕事、NPOだとかそういう人たちの対応というのは、この市民サービス課のほうに分担が変わっていくということなんですか。あるいはギャラリーの管理とかも含めて。

○市民サービス課長　人の対応という点でいけば、今やっております地方創生推進課の部分、業務が変わるわけではございません。ただ、ギャラリーの今のそういった模様がえというんでしょうか、管理等々につきましては、私どものほうで所管してくるものだと思っております。

○東委員　もう1点はどうなんですかね。2階で主に中心にやっていたいでいるNPOだとかそういう人たちの対応というのは。

○市民サービス課長　そちらのほうにつきましては、引き続き地方創生課の人たちというお話でございますので、対応になるものと思っております。

○東委員　多分今までその人たちは、対応というのは、この図面にある事務室というところに人がいていただいて対応しておったわけですけど、もうちょっと確認したい。じゃあ現在、本庁のほうの市民サービス課のほうのグループのほうの、いわゆる正規職員の方が何人配置をされておって、これを見

ると4人ですかね、それ以外に、ここにはあえて生活相談員と、市民相談員と、パートさん1名という形の体制だというんですけど、現実には何人かの方が、複数の方たちのパートさんなりが交代だというふうに前は聞いておりました。例えばじゃあ今の市民サービス課の方たちの中では何人のパートさんが交代をして、トータル、全体何人見えて常時出てくるのは何人という。もう1つは、この情報センターでもともと何人の方が雇用されておって、常時何人おるのかという関係で、それが一体どう整理されるのかというところを確認したいんですけど。

- 市民サービス課長　　まず、我々のほうの消費生活相談グループの体制でございますけれども、こちらに書いてあるとおりでございますけれども、常駐ということで職員が4名、あと市民相談員がおります。パートにつきましては、今、いこまいCARの対応であったりとか等々、集計等々をやっておまして、こちらはお2人の方が1日1名ということで、1名なんですけれども、お2人で交代でというような形で出勤をしていただいて、数といたしましては、消費生活相談員を除く人数6名が常駐という形になっております。

今の地域情報センターのほうはパートさんが2名ということで、5人で2名対応ということで管理をしていただいているということでございます。

- 東委員　　そうしますと、この図面に書かれている下の職員体制の中のパートさんは、一応扱える方は2人が交代で1人ずつが配置をしておる。パートさんは2人見える。逆に現在の情報センターは5人の方が雇用されてみえて常時は2人が体制をしておると。本来でいくと、そうすると人数的には常設は、ここから全く2人ははみ出ますよね。現在は市の本庁のほうに見える体制の人数が出てくるだけの話だもんだから。そうすると、情報センターで本来常時見える2人の方というのはここに出ない、数的には。そういう理解でよろしいですか。

- 市民サービス課長　　消費生活センターの開設後は、今、我々のほうのパートさんと、今、実際に情報センターに見えるパートさんとで、1人の対応となりますけれども、その中でお願いできる方を調整しながら、引き続きやっていただける方があるかどうか等について調整をしておるということでございます。

- 東委員　　そうしますと、常時パートさんは1人でいいよということになると、ここでもともと2人見えた、7人の方パートさんが見えて、そこでもう1人でいいよということになりますよね。本来なら3人の方が実際には仕事に出てきてみえたわけですけど。そうすると、その人たちの待遇といたしますか、境遇といたしましょうか、言葉は悪いですけど、配置しなくても済むことになる人が出てくるように受け取れるんですけどね。現在は7人で3人ですよ。今度は1人でいいということですよ。そういう考え方になるわけですけど、そうするとずっと大幅に仕事の中身、仕事量が減るだとか、要らなくなると言うてはいかんですけど、そういうような構成になってしまうと、本来仕事としてやってみえた方たちの身分保障といたしましょうか、そういうのは一体どうなるのかというのが気になるんですけど。
- 市民サービス課長　　全く減ってしまうというわけではなくて、当然、休日はパートが2人出てきますものですから、正職の者は土・日は通常お休みということになりますので、今、委員が言われるように、少しは減りますけれども、今見える7名の中で平日は1名体制、土・日、祝祭日は2名体制ということで全日というふうなローテーションを考えていく必要があるものと思っております。
- 東委員　　質問の趣旨は、今はそういうことになるんでしょうけど、現状でいけば少なくとも7人の方たちが見えて、パートさんがね、それぞれ本庁で2人の方が1人出ておった、情報センターで5人のうち2人出ておって常時3人出ておったわけですよ。7人のうち3人がね。今度は7人のうち1でいいわけだ、出てくるのは。平日はですよ。土・日は別としましてね。そうすると、その人たちは必要なくなるという人が出てこうへんかということが気になったのでお聞きしておるんです。そういう意味での身分保障というのがありますよね。申しわけないんですけど、どうしても皆さん、この方たちは1年雇用でやっておるもんで、契約の時期に来るから、だからそういう形で、その辺のところはどういう配慮をされておるかだけをお聞きしたかった。
- 生活産業部長　　ここにありますように、今、職員体制、月曜日から金曜日と書いてありますのは、現在本庁のほうで行っている、消費生活相談員さんは別にしまして、正職4名、市民相談員が常駐でいまして、このパートとい

うのは、公共交通のパートさんが今本庁のほうにおります。その職員が4月からこちらの消費生活センターのほうへ移るわけでございまして、現在、情報センターというのは常時2名のパートさんが施設管理をしておみえになりますが、当然、職員が向こうへ移るということで、その分についてはある意味では効率化を図っていきたくと。職員が常駐するようになりますので、これまで情報センターのほうの利用に関してやっていただいた業務については正職のほう、本庁から移った職員が対応させていただくと。ただ、土曜・日曜、休日につきましては消費生活センターはやっておりませんので、その間については2名のパートさんをこれまでどおりお願いするという形になりますので、当然、5名の方で交代で常時やっていただいた方については業務量は減りますので、それについては今言った任用の中で、当然事前にお話をしながらやっていきますが、全体としては、正職がそこへ常駐するということでありますので、効率化を図るということで、パートさんの業務は今おっしゃられるように現在よりは減るといいう形になります。

- 東委員　正職の方も含めて全体の話をお聞きしたいんですけど、本会議で、要は今回の消費生活相談センターの設置は、消費者安全法の関係で県全体で6カ所あったものが1カ所になって、多くが地方自治体に振り分けられて、そういうこともあって江南市も従来週2日だったものを週5日の体制になる、それも常駐でやるよということになるよということなんですけど。それで、じゃあ今までと、あのときの本会議で、例えば6ページにあります条例案の中の第3条ですね、センターは法第8条第2項各号に掲げる事務を行うという形で、このときに本会議場では、部長さんのほうから幾つか、例えば消費者からの苦情にかかわる相談のことだとか、あるいは苦情処理のためのあっせんを行うこととか、安全のことだとか、いろいろ情報の交換をするだとか幾つかお示しをいただきました。それで、ちょっと気になるのは、気になるということは仕事の量がどうなるかということが気になるところなんですけど、従来のもんと水であった週2日の相談内容と、今回、江南市が責任を持ってやる消費生活センターを開設することによって、この8条の第2項に掲げる事務があるというのは規定されておるわけなんですけど、この事務は従来のもんと週2回でやっておった仕事の内容と、今回、月から金までやる仕事の内容

と差は出てくるのでしょうか。

- 市民サービス課長　仕事そのものに差は出てこないと思っておりますし、来年度は一応まだ一宮がありますという関係で、できたということで御相談は少しはふえるということは考えられますけれども、即座にがっとふえるという感じではないのかなあというふうに今は想定はしております。
- 東委員　この第8条の2項に掲げる事務というのは、もともと義務づけられておったと。週2回やることについても。
- 生活産業部長　これまではこういう形での事務は進めておりますが、センターという位置づけで今業務を行っておるわけではありませんので、これに準じてやっておりますし、今、課長から説明がありましたように、現在は一宮の相談、県のほうの事務所がまだありますので、そういう形でやっておりましたが、この4月からはセンターという位置づけをしますと、ここに掲げである事務は当然やらなければならなくなりますので、今までもこういう形ではやっておりましたが、今までは必須ではございませんでしたが、センターという位置づけをした段階ではこういう事務をやっていくと。平成29年度については、まだ一宮のほうの県のほうの施設が、いつ閉鎖するという話のはっきりしておりませんが、市のほうでこういう業務がやれるということになりますので、利用される方についてはわざわざ一宮市へ行っていただかなくても江南市でも対応ができるということで、そういった利便性が上がってくるのではないかなと考えております。
- 東委員　それともう1点は、これも本会議で出ましたですけど、図面には市民相談員ということで1名配置があるということになっておりまして、それで先ほどの6ページの条例の中身の相談員の配置の中に、センターには法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者を生活相談員として置くものとするとなっておって、余り正確に覚えてないんですけど、本会議のときにこの質問に対しては、この資格を持った人がいるかどうかという質問に対しては、現在はいないということでしたですかね。
- 市民サービス課長　試験制度そのものがことしから始まりまして、まだ合格者はおりませんが、その間のつなぎというわけではございませんけれども、今も相談員が当然やっているということの中で、みなし合格者ということで、

既に経験値のある方等々はもちろん引き続きやってもいいよというようなルールがございまして、今回の今やっただいてる3人も、もちろん引き続きやっただいては可能でございますので、さらにといふことで充実を図っていくといふことでございます。

- 東委員　　基本的には計画があつて、この試験に合格をしていただく方を配置していくといふ計画をお持ちなんですか。
- 市民サービス課長　　現段階では、先ほど答弁させていただきましたとおり、合格者そのものがない状況でございますので、広報等々でお示しをしてるのは、みなし合格者の発掘といふんでしょうか、できる方を発掘していくといふことがまず第1点に上げられると思つております。
- 東委員　　現状はそうなんですけど、将来的にちゃんとこういう試験に合格する人を配置していく計画があるんですかといふふうに聞いたんですけど。
- 委員長　　資格制度ができたんだから、将来的には当然資格を持った人が配置されるべきであるのは当然のことですから。
- 東委員　　といふふうに答えてもらえばいいんですけど。
- 市民サービス課長　　みなし合格者は当然ずっとみなしといふわけじゃなくて一生涯相談員としての資格が担保されていますもんですから、それがもう一回試験を受けるとか、そういう制度ではございませんので、よろしく願ひいたします。
- 委員長　　違ふつて。みなしのことみたい言つておらへんわ。将来、試験に合格しておる人をとるのかとらんかと言つておるだけの話だがや。
- 市民サービス課長　　当然とるよふな。
- 牧野委員　　図面でちよつとお聞きしたいんですけど、この図面の右下に相談室が4つつくつてあるんですけど、これつて今も間仕切りがあるんですけど、おっぱっぱの声も漏れちゃうよふな間仕切りを考えているの。それとも、難しい多重債務なんかもここでやるの。
- 市民サービス課長　　一応、間仕切り自体はそれほどしっかりしたものでは、聞こえるかもしれないんですけども、話し声が聞きづらくなるよふな今機械がありまして、隣の部屋が今こふ話しているよふな感じで聞こえなくなるよふな機器を導入しまして、相談がまず全部入つている場合と入つてない場

合もありますけれども、そういった機器も入れながら隣の声が聞きにくくするような配慮をするようにということで今考えております。

○牧野委員 知らなかった。それは何、ミキシングというのか音を流すのか、それか吸音材のすごいのを入れるのか、ちょっと教えて、そういう方法があれば。

○市民サービス課長 イメージでいきますと、お手洗いのときに、例えば座りますとちょっと流れる音がしたりとか、ちょっと小鳥のさえずりのようなものが聞こえる場合もありますけれども、そういったようなものをイメージしていただければいいのかなあというふうに、間仕切りそのものを強化するわけではございません。

○牧野委員 ということは、これを見ているとドアもないし、今あるおっぱっぱの高さ2メートルぐらいの間仕切りを立て並べて音で処理して聞こえないようにするという、ドアもなしでやると、上下あいているという感じですね。

○市民サービス課長 ドアはございます。

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第108号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第109号 江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の

定数に関する条例の制定について

○委員長 続いて、議案第109号 江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

議案第109号 江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、9ページには江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（案）を、さらにはねていただきまして10ページには参考としまして江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員 事前にはいろいろ資料も提出されておりましたので、2点ほど確認をしたかったんですけど、1つはあえてここで整理をするために確認しておきたいのは、本来の農業委員の方たちの仕事を2種類といたしましょうか、決定する部分、事務的な部分と、実際には農地に出ていってもらっていろんな状況把握をして集約化だとか耕作放棄地を対策をやる人の2種類に、農業委員と新しく今度は最適化推進委員というふうに分けていくということなんですけど、これの最大の理由といたしましょうか、あえて分けるという、整理するためにちょっと確認をしておきたいんですけど。

○農政課長 この改正でございますが、議案質疑でも答弁させていただきましたが、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の一部改正が施行されまして、その中で農業の健全な発展に寄与することを目的ということが明確化されました。その中で農業委員会が担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を果たすように強化されたということでございます。業務の内容としましては、農業委員につきましては毎月の農業委員会総会に出席しまして農地売買等の許可決定

や農地転用の意思決定を行う、また農地利用最適化推進委員と連携し、農地利用の最適化に努めるということが主な仕事でございます。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、常日ごろから農地を巡回しまして耕作放棄地の防止に取り組むとか、毎年の農地利用状況調査、農地パトロールとありますが、それを実施するなどの業務が主な仕事になりまして、事務を分けることによって、より農地を保全していきたいということが目的でございます。

○東委員　　一番最初のほうに強化をしていきたいと、農地法改正の関係でね。いろいろ農地の健全な発展を確保していくために、強化をするために内容を少し見直ししたという。見直しというのか、内容そのものは本来農業委員会でやっていただいていた仕事ですよ、基本的には。それをあえて分けるということで、分担が分かれるわけですけど。でも、従来は農業委員の方でも、今の転用の事務処理などのことをやりつつ、集約化の問題だとか耕作放棄地に対する対策だとかを検討したりして、そういう仕事も実際にやって、パトロールもやりますよというふうにはなっておるわけでありまして。

その辺で今回、それと関連するのは、仕事の内容は基本的には同じ仕事をやっていただく。ただし、それをもうちょっと強力に進めることができるような趣旨かと。どっちかというと、推進委員の人たちというのはそんなイメージを持つわけですけどね、そこに特化されるというのかな。現場の様子をね、例えば。ただし、今までは従来同じようにやっておる仕事の内容が分担をしたというふうにはしかイメージで捉えてなかったんですけど。

ここには条例改正で推進委員を新しくつくるということと、9ページに人数も大きく変わりますし、全体の人数も変わって、あるいは推進委員が新しく設けられて、10ページに新旧対照表で、これは報酬と費用弁償の表でありますけど、ここには新しく中段のほうに別表の中で、これは教育委員会の委員のほかずっと並んでおって、それぞれ直前の農業委員会の委員のところまであって、新しく最適化推進委員が設けられるということで、これがつくられておるわけですけど。今回、2万2,000円の報酬が出てきます。従来の農業委員の方も2万2,000円なんですね。

それで、仕事の内容そのものは、本来農業委員として2万2,000円の報酬

を皆さんに受けていただいて仕事をやっておった。それをあえて分担するということになるわけですけどね。大ざっぱに言うとね。例えば一つの例でいくと転用をやる部分の人、あるいは現場の農地の集約化をやる人、耕作放棄地をやりましょうという、本来はもともと農業委員全体でやっておった。それに対して2万2,000円の報酬を払っておった。今回分けてやるんだったら、同じ金額でいいのかなあというのが、その妥当性がよくわからなかったんですよ。その2万2,000円の根拠は何かということなんですけどね、要は。従来同じ仕事をやっておることをあえて分けるということになって、それはもともと1人でやっておった仕事は2万2,000円でやってもらっておった。それを2種類に分けて同じように2万2,000円払うというのが、どういう根拠なのか、どういう妥当性があるのかというところが質問の趣旨なんですけどね。

- 農政課長　　今回の農業委員会の改正に伴って農地の有効利用をより進めなさいと、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止をより強めなさいというのが主な趣旨で、今までの農業委員さんがやっていた仕事は、いわゆる農転の意見とか農地パトロールというのがほとんどの業務でございましたが、今後は担い手への農地の集約化とか遊休農地に対する措置とか、いろいろ新しい業務がふえてくるということが多々ありますので、業務量はそうは変わらないということで、金額については現状維持ということで考えております。
- 東委員　　別にトータルでいけば、今まで22か、今回は17だから総額は減るんですよ。総額は減るんだけど、本来報酬ということ考えた場合、ある意味では逆に言えば、重責を担っていただいて本当に頑張っていたきたいという思いがあって、それはそれで必要なことだと思っておるんですけど、逆に言えば、じゃあ従来の農業委員の人は何をやっておったんだというふうに思われないう気かという気がしてしょうがないんだけど。その人たちはそれで頑張っておいていただいたわけだ。そのうちの一部が外されるわけじゃないですか、仕事の中身としては、この最適化推進委員のほうに。その人たちはそれで新しい任務をお持ちいただいてやるんだけど。単純に考えたのは、もともとは全体をトータルとして仕事をやっておった人たちをあえて分けたのに、逆に言えば農業委員会の委員の人たちの仕事そのものが減るんじゃないかと

いうイメージを持ちちゃったんですけど、それでそのままいいのかなというのちょっと気になるところなんだけど、そういう趣旨も含めての話だけどね。余り言いません、これ以上は。

○農政課長　この条例に書いてありますように、農業委員も現行の20名から10名に減る、最適化推進委員も7名ということで、トータル17名になります。現行の農業委員さんのトータルの仕事から当然人数は減っておりますので、一人一人の業務量は人数が減ったことによってふえるであろうということも考えられます。

○委員長　ほかに。

○牧野委員　農業委員の規則の中に、10人減ったのはいいんですけど、認定農業者半分、またはOBですね、認定農業OBもいい、若者、50歳未満とか女性ということですから、そこら辺の10名の今、公募はいろいろあるからわからないんだけど、そういうことがクリアできそうなのか、そこら辺の見通しはどうですかね。女性、若者、認定農業者。

○農政課長　認定農業者につきましては、江南市で今29名ございます。その中で、この中にありますように2分の1は入れなさいということが書いてありますけれど、現実的にはちょっと難しいであろうということは考えております。女性、若者の農業委員ということですが、地域からの推薦とか一般公募という方法がありますけれど、もし出てこなかった場合は募集期間を延長してでも募集しなさいと。それがだめであればいたし方ないということでございますので。ただ、認定農業者に関しましては、2分の1が確保できなければ4分の1まで下げることが、議会の同意があればいいですよということが書いてありますので、4分の1は確保したいなという考えではおります。

○牧野委員　なかなか大変だろうなと思うんですけど、応募してくれればいいんだけど、こちらから何か女性だとか、若者だとか、認定農業者OBを含めて確保できそうな、そんなようなもくろみというのか何かあるんですかね、データというようなものは。

○農政課長　実際に女性とか若者の就農というのは多分少ないと思います。事務局のほうとしては、農事組合長会とか、現の農業委員会とか、そののほうに、そういう人が必要ですので何とか確保のほうをお願いしますという依

頼はしております。

○牧野委員 ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

もう1つ聞きたいんですけど、この農業委員会農地利用最適化推進委員を7人にしたときに、たしか議会の質問のときに、100ヘクタールに1名なんだけど、上限10名だけど江南市は7名にしてある。何か江南市は960ヘクタールとおっしゃったんだけど、去年の4月1日現在は729ヘクタールじゃないの。960の根拠というのは何かありましたかね。この農業委員会の活動整理カードから。

○農政課長 960ヘクタールというのは、登記地目が農地で市街化区域、市街化調整区域を全て含めた面積でございます。700……。

○牧野委員 29が。

○農政課長 というのは多分、市街化が入ってない数字だと。市街化区域内の農地が入っていない数字ということです。

○牧野委員 わかりました。

ちょっと関連で質問で失礼なんですけど、江南市農業委員会の活動整理カードで見ると、耕地面積が682ヘクタールしかないんだよね。今のデータが、この数字から見ると。あと、耕作放棄地が216だとか、遊休農地が107とか惨たんたる状況なんですけど、今の市街化を含めると960ヘクタールあると。ちょっとこの数字からはとても思えないんだけど、あるということなんですね、もう一回繰り返し聞きますが。

農業活動整理カードというのは、ちょっと関連なんだけど、どこらかデータを出してきているの。960と余り違うんで。間違っていないんでしょうけど。

○農政課長 そのカードですけれど、以前は市街化を含まない農地パトロールということで面積を出しておりました。去年が市街化も含めたパトロールをなさいということで、それで修正をかけたのが960で、それはまだ以前の市街化が入ってないパト……。

○牧野委員 以前というか去年ですよ、これ。

○農政課長 データとしてはその前です。

○牧野委員 わかりました。

○委員長 ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休 憩

午前10時18分 開 議

○委員長 それでは、議案第109号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第113号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第113号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の57ページ、議案第113号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

はねていただきまして、58ページをお願いいたします。

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。参考といたしまして、59ページ、60ページに江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員 提案理由が雇用保険法等、等ですからいろいろ入っておる気がするわけですが、一部改正で。企業職員、公営企業の関係の職員ということで雇用保険が適用されるのかなという程度のイメージしかないんですけど。この新旧対照表で59ページに、要は旧のほうの例えば上から4行目の下線の部分ですよね、その者が退職の際勤務していた云々のところがカットをされてと。あと文言的には、「高年齢継続被保険者」が「高年齢被保険者」に変わるだとか、あるいは下のほうの最下段のほうには、「広域求職活動費」が単に「求職活動支援費」に変わるだとか、文言の訂正があつてみたりだとか、あるいはカット部分があるんですけど、トータル、全体、もともと雇用保険法の改正のどういう部分が改正をされて、今回のこの企業職員向けの条例の改正になるのかという、ちょっと全体も含めて御説明をいただけるとありがたいんですけどね。

○水道事業水道部水道課長 今回の雇用保険法等の一部を改正する法律に基づきまして、まず1点目といたしまして「高年齢継続被保険者」が、要は6号の関係ですけれども、新の「高年齢被保険者」となると。こちらにつきましては、高年齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備といたしまして、雇用保険法、労働保険徴収法、高齢者雇用安定法関係が改正されております。これに基づきまして、6号の関係は65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とすると。ただし、保険料の徴収は平成31年度分まで免除とするといったことによるものでございます。

また、8号の「広域求職活動費」が「求職活動支援費」に名称変更等されることにつきましては、雇用保険の就職促進給付の拡充といたしまして、求職活動支援費として求職活動に伴う費用、例えば就職の面接のための子供の一時預かり費用等について新たに給付の対象としたことによるもので、実際に給付の拡充ということで名称が変更となっております。

○東委員 今は高年齢継続被保険者の字句が変わることの説明だったように受け取ったんですけど、上段のカットする部分ね、カットする意味は何かもあわせてお聞きしたんですけど。それは雇用保険法の一部改正にかかわることなのかと思ってお聞きしたんですけどね。

○水道事業水道部水道課長 こちらの旧の「その者が退職の際勤務していた

当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業」という部分が削除されておる理由といたしましては、雇用保険法の37条の2の第1項の条文のほうで、旧の条文に対しまして、こちらの文言が削除されたことによるものでございます。

- 東委員 申しわけないんですけど、こちらもわからないもんで聞いておってはいかんですけど。後で出てきますよね、同法37条の2第1項のところに規定されたものが、それがもとがカットされたでカットされただけの話だというように言い方なんだけど、その意味は何だという趣旨なんだけどね、お聞きするのは。

それはそれでちょっと置いておいて、もともとここに出てくる65歳以上の方たちの保険適用の云々がふえたよという話になるんですけど、実際、今の例えば江南市は水道事業が公営企業で、こういうことに該当するような方が見えることがあるんですか。

- 水道事業水道部水道課長 現在のところ、企業職員としての採用をされた者がございませんので、現在のところは該当者はおりませんので、一般会計の退職手当条例の一部改正では経過措置の規定、附則を設けておりますが、今回の私どもの条例改正においては経過措置は入れておりません。

この退職手当のこちらの条例ですが、平成22年に実際に議決していただいておりますが、今後、どちらかというとな水源管理とか水質とか、そういった業務に關しまして、実際に特殊性、どちらかというとな今、経費削減ということで、委託することによって経費削減を行っておることから、実際に知識とか、そういった業務に精通した人間が少なくなってきたり、現状も、どこの水道事業でも言われることなんですけれども、専門的な技術、そういったものを有する人間が今後どうしても職員として必要になった折の対応といたしまして、当然採用があれば、それに係るところの退職手当の支給の条項も必要になってまいるということで、平成22年の折に実際に条例を制定いたしましたものでございます。

- 東委員 江南市の場合は、もともと公営企業というものの市の職員として採用された方たちが今やっておるわけですけど、今の話の中でちょっと気になるのは、全国的にはそういう例を時々聞きますけど、全く民営化というの

かな、水道事業そのものを民営化していくというようなこともあったりするんですけど、例えばそういうことで、いわゆる民間が全く請け負うということになると、その場合にいろいろなパターンがありますよね、公設民営とかいろいろな方法があるわけですけど、この場合の企業職員という言い方だと、今の話だと正規の市の職員の方たちのいろんな業務内容が委託をされているところがふえてきていまして、正規職員の方たちの経験の部分だとか、それに対応できる人材が減ってくるような言い方で、それを補うためにはそういう経験のある、企業職員としての採用も想定せないかんというような趣旨に受け取ったんですけどね、今話だと。先々、江南市の水道事業そのものに、そういう傾向が考えられるということが想定せざるを得なくなるんですか。

○水道事業水道部水道課長　確かに実際に全国の水道事業で技術者不足ということで、職員が不足する中、育成という面でしていかないといけないよというお話はあります。ただし、現行の職員で対応できれば、それにこしたことはないんですが、今はどちらかというと、試験の採用のほうは一般職という形、事務職の採用で、基本的にいうと、土木系とか技術職の採用の、主に土木系とかという形で採用の募集を人事さんのほうでかけていただいても、なかなかそういった方が実際に採用できない状況がある中で、実際に業務を全て委託業務にしたとしても、最終的な水道事業としての水質管理、ここでどうだ、例えばせんだってでいえば、後飛保第5号井でテトラクロロエチレンが出たときに即座にストップをかけてという部分のところというのは、過去の経験値とか、当然、江南市の水道事業に精通したというか、そういった方をどうしても、その時々的人员配置によって必要な職員を採用していかないといけないのではないかと考えております。だから、できればある職員で対応できればそれにこしたことはないんですけども、最悪、そういった方が不足して実際に必要だという折には、採用を考えていかないといけないのではないかとということで、当然、人事当局とも相談して、そこは進めていかないといけないのではないかと考えております。

○東委員　確認のような話ですけど、職員採用の関係で、全く卒業してすぐという形じゃなくて、経験のある、一定の会社経験のある方たちも採用枠を持ちましようかといって少しやってきていますよね。それは人事がやるわけ

ですけど。例えば今の水道事業を担っていただく職員さんという意味でいくと、そういうような技術系の経験を持つ、例えば企業なら企業で経験のある、水道の事業の部分にですね。そういう場合というのは、水道にかかわるようなことの経験者というのは、民間レベルでももちろんあるよだとか、そういうことのように受け取れるわけですけど、なかなか民間レベルで公営の水道事業をやっておるようなところというのは、よく余りわからないんですけど、そういうような人材確保ということになると、民間レベルでやっている技術系のような経験を持つ人、そういうのを人事の中と相談してとっていくと、そういうような趣旨ですか。

○水道部長兼水道事業水道部長　　現在、職員が足らんという話、技術職員が足らんという話はよく聞きますし、よくあります。実際の応募も少ないです。ただ、この条例をつくる際に、そこまでのものを見越した状態で民間経験の、水道の業務に携わった人間をというようなことまで想定してはいないです。基本的には水道事業のほうで今、技術職員が欲しいという話は、布設工事監督者というようなことで、ちょっと名称が正確でないかもしれませんが、そういったものに土木経験が要するというようなことがありまして、そういった者がおらなければならないということ等があつて、土木職員、技術職員が欲しいという話はしております。水質等でいけば、例えば化学の人間の者がおれば、多少そちらの方面には明るいでしょうねという話はあるんですけども、ただどこまでいっても、そういった者を決め打ちして採用するということまでの想定をした状態でこの条例を上げているものではないので、その辺はちょっと御承知おきいただければと思います。

○委員長　　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時33分　　休　憩

午前10時33分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第113号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第119号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

第3条 繰越明許費のうち

布袋本町通線街路改良事業

布袋駅東地区交通結節点整備事業

第5条 地方債の補正

○委員長 続いて、議案第119号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出、第3条 繰越明許費のうち、布袋本町通線街路改良事業、布袋駅東地区交通結節点整備事業、第5条 地方債の補正を議題といたします。

なお、審査方法であります。歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いをします。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生活産業部長 今、議案第119号に入る前に、議案第108号の関係で1点答弁に誤りがございましたので、申しわけございません、答弁訂正をよろしくお願いたします。

○市民サービス課長 申しわけございません。先ほどの消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定の中で、来年度、平成29年度、消費生活センターを開設予定の自治体の答弁の中に、私、犬山市と扶桑町と申し上げましたけれども、犬山市が間違いでございまして、犬山市は平成27年度から既に開設しております。正しくは岩倉市と扶桑町ということでしたので、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○委員長 それでは、課長。

○市民サービス課長 それでは、市民サービス課の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の100ページ、101ページ下段をお願いいたします。

2款1項6目市民生活費、布袋ふれあい会館維持管理事業、補正予算額は33万3,000円でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員 説明のときに、実質ガス漏れ修繕の件で、メーター点検の際に床下の漏れが発見だという言い方がありましたんですけど、一般的にガス漏れなどというのは点検のときに発見では本来何か危ういような気がするんですけど、日常的にそういうのを感知するような機能というのは持たせてないものなんでしょうか。

○市民サービス課長 もちろん、ガス漏れ警報器は各部屋、全て必要なところについておりますが、今回につきましてはごく微量ということで、ガス漏れ感知器に反応するような数値ではございませんけれども、たまたま交換をするときにわかったということで、どこにあるのかということを確認しながら精査していった結果、床下であるということがわかったため、修繕に至ったものでございます。

○東委員 そうすると、ほかにも実習室はたまたま布袋ふれあい会館もあつたりしますと、公民館も、ちょっと部署が違うで申しわけないんですけど、実習室を持っておったりするわけですけど、一般的にちゃんと感知器がつい

ておって。そうするとメーターの点検というところで発見できるというのは微量だからという意味で、よくありますよね、素人的に考えると少し動いていくというのかね。よく水道メーターでも、漏れておると、動いておるよといつて発見したりするわけでありまして、そういう程度のことだけどなかなか。これは放置してしまうと、たまたま点検のときにうまく見つかったけど、メーター点検というのはそんな日常的じゃないですよ。それがもしそこが残されておると、感知器で通報になるんですか。

○市民サービス課長 当然ガスが感知するレベルに上がれば、通報するものだと思っております。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、ここでトイレ休憩、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時50分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いします。

○環境課長 それでは、環境課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳出としまして、106ページ、107ページの下段をお願いいたします。

4款2項1目清掃費、施設維持管理事業で2,683万8,000円の減額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、108ページ、109ページ上段をお願いいたします。

江南丹羽環境管理組合関係事業で、1,750万3,000円の減額でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 107ページでお聞きしたいんですけど、これは何か議案質疑もあつたんでいいんですけど、最終処分場の、これは木を切る破砕機でしたか。

確認ですが。

- 環境課長 こちらの破砕機は埋め立てごみ、いわゆるがらですね。
- 牧野委員 がらを破砕する。
- 環境課長 はい、そうです。
- 牧野委員 わかりました。これは最終処分場のがらを破砕する。結構です。
- 委員長 ほかにございませんか。

- 東委員 本来でいけば、11月の臨時会のときに言いかけて、途中で時間切れでやらなんだんですけど。今回、議案質疑ではランニングコストなどの関係の話が少し出ていましたんですけど、今回は結果的には入札残ということでマイナス補正になるわけでありまして。確認をしておきたかったのは、あのときにちょっと質問したときに、もともとこういう破砕機の予算を計上する際には、何カ所かの業者から見積もりをとって、こういう破砕機を扱ってみえるところをね、で予算計上をするということでありました。補正前が5,373万円の予算を計上してみえるわけですから、当然見積もりはこれに近いような数値が出ておるんですよ、多分。

それで確認ですけど、見積もりを出していただいた業者が何者あって、例えばA者、B者でも結構です。ここで出せるかどうかわかりませんが、出せるんなら例えばそのときの見積額が幾らだったかということがわかれば確認したいんですね。

- 環境課長 見積もりの依頼をかけたのは3者でございまして、見積もりが出てきたのは2者でございまして。

そのうち、見積もりで出てきた金額でございましてけれど、1つ目が税抜きで4,975万円、もう1者から出てきたのが5,900万円でございます。

- 東委員 A者、B者としておきましょうか、例えば。この辺の2つの見積もりは4,975万円と5,900万円というふうに出て、中間ぐらいでしょうかね、どっちかというのと、この間をとったぐらいが予算で想定してあるかというふうに、概算で見ておるんですけど、実際に入札参加業者は何者でしょうか。
- 環境課長 入札参加者は3者でございまして、うち1者が辞退いたしましたので、2者による入札となっております。
- 東委員 ちなみに、例えば3者のうちがA、B、Cとした場合、この場合、

Aが例えば4,900万何がしで、Bが5,900万円しておきましょう。Cは辞退したと、もともと見積もりはね。実際に入札は3者を指名したということでありまして、3者はこのA、B、Cにまず含まれるかどうか。

○環境課長 含まれるものでございます。

○東委員 3者ともA、B、Cですか。

○環境課長 はい。

○東委員 入札に参加したのは2者。そうすると、これはA、B、Cでいくと何ですか、例えば。

○環境課長 見積もりを提出した2者でございます。

○東委員 見積もりを出したAとB。A、Bが応じたということでありまして、このうちの1つが入札をしたということなんですけど。どちらかはわかりませんが、あえては聞きませんが、少なくとも4,900万円ぐらいの見積もりを出す、あるいは5,900万円の見積もりを出す、入札だと2,689万円とほぼ半分でありますけど。心配なのは、最終的には競争原理だということなんですけどね。見積もりのときに、自分のところはこれぐらいでやりますよというふうな見積もり、破砕機をつくっていくということで、設置をしてやるということなんですけど、入札で半分で落とすという形なんですけど、破砕機の取りかえる中身でありますので、実際には見積もりとまるきり違うような形の数字になるという場合、仕様書にちゃんと合致するようなものなるのかどうかというのは非常に気になる場所なんですけど、金額的なことだけを見るとですね。そういう心配はもともとないのでしょうかということなんですけど。

○環境課長 当然仕様書に基づいた入札、そして設置をしていただくものというふうに考えております。

○東委員 こんなことをあえて聞くのは変な話ですけど、当然見積もりを出す際にも、どの程度の仕様書があって、どういう規模のもの、どういう内容のものを破砕するか、さまざまな条件のもとで見積もりを出していただく。仕様書も基本的にそれに基づいたもので発注するわけだと思いますけど、それに本当に耐え得るかというのが、これは心配なんですけどね。皆さんはそういう心配は起こらないのでしょうか。

○環境課長 当然仕様の内容のものが設置されますので、この仕様に耐え得るものが設置されると考えております。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて商工観光課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 商工観光課が所管いたします補正予算でございます。

歳入のみでございます。

議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。

中段の19諸収入、5項2目雑入で、ウメ輪紋病感染樹木伐採補償金204万5,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市整備部土木課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 土木課の所管について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の108ページ、109ページの下段をお願いいたします。

8款3項1目河川費の雨水貯留施設維持管理事業につきまして増額補正をお願いするものでございます。これは、布袋中学校雨水貯留施設におきまして故障いたしました排水ポンプの取りかえを行う必要が生じたために補正をするものでございます。

この補正予算につきましては、さきの9月定例会の折、建設産業委員協議会で御報告させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長　それでは、これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 東委員　もともと説明があった中身で、8月に壊れたよということがあって、実際には取りかえたのはいつに。まだですか。
- 土木課長　まだ取りかえてはおりません。実際、ポンプ自体の作製に約3カ月かかります。ですので、今のところ順調にいけば2月、そういう時期になるかと想定しております。
- 東委員　あえて流用戻しということで対応だということで、実際にはまだ取りかえはこれからだけど、発注はしたという言い方でいいんでしょうか、そうしますと。発注をしたのはじゃあいつかということですね。
- 土木課長　実際発注手続を行いまして契約に至ったのが、契約日が10月14日でございます。
- 東委員　そうすると、私たちのイメージでは、早くやらないかんというイメージ、聞いておったでしょう、実際の、実際に貯留槽のポンプのくみ上げができないわけですから、壊れておるから。現実には、そうするとまだ実際に2月ごろしかできないということになると、わざわざ流用戻しをしてというような話だとか、何かその辺のところと余り実態に合わないような現実だなという気がしてしょうがないんだけど、わかったのは8月ごろなんで、慌ててやらないかんという話で、現実には2月しかでき上がらないというのは、もともとそういうことがわかっておったということなんですか。
- 土木課長　実際このポンプの取りかえ、単にこれを取りかえてくださいということですと終わるわけではございません。先ほど申しましたように作製には3カ月かかる。その発注に至りますまでも、当然私ども設計という作業があります。実際にその時期にそういうことを起こさないと、年度内には間に合わないというような算段をしておりました。例えばこれが12月のこの議会で実際に補正で予算をとってからということになると、年度内の完了はできないということになりますので、その時点でわかった時点から設計作業に入りまして、一番最短の契約手続を行って、この状態になったということでございます。
- 東委員　気になるのは、あのとき急ぎだということの、趣旨はね。だって

現実には、そこへ水が流れ込んだら、実際に機能を果たせないじゃないですかね、くみ上げることが。それに対する対応というのは、そうするとこういう場合はどうするんですかね。実際には壊れたものを取りかえるとなると、もともと半年ぐらいかかっちゃうと。現実には雨が降れば、そこに流入されますよね。それをまた出せないじゃんね、現実には。そういう事態が想定されたから、私も早くやらんのかという思いがあって、早く流用戻しをしてまでもやりましょうという趣旨かなと受け取っておったんですけど、現実にはそんなんしかできないということになった場合、対応に困らないんですかね。

○土木課長　　実際今、ポンプ自体は機能をしておりませんので、雨水貯留施設自体はかなり満杯に近い状態になっておるといところでございます。実際、それをくみ出すということになると、また費用がかかってしまうということにもなります。現実、雨が降らないのを祈るしかないような状況であることは否めないところではございます。

○尾関（昭）委員　　8月に話をいただいたんでしたっけ。

〔「9月」と呼ぶ者あり〕

○尾関（昭）委員　　9月でしたっけ。前回の委員会の前でしたか、覚えてないですけど。9月20日に大雨があったんですね、江南市で。その前にもう既に満水だったはずなんです。この布袋中区域で被害があったかなかったかということと、変な話、なかったんだったら、貯水池の存在自体がという話にならんかなという。

○土木課長　　実際雨の降り方、いろいろあるかと思います。確かに9月にまとまった雨が降ったということがございます。当然、道路冠水的なものはどうしても否めないところがございまして、発生しておることは認識しております。ただ、それ以上のものの降り方ではなかったという雨でございます。

○委員長　　ほかに。よろしいですか。

○東委員　　今、満杯状態だという話でしたけど、その場合、たまたま本来専用のポンプが故障でだめなんですけど、かわりになるような形での対処方法というのはあるんですか。例えば、よくありますよね、イメージ的にはよくわからんですけど、ポンプアップするために、そういうもので別で据えるだとか、そういうことは可能なんでしょうか。

○土木課長　　もちろん別のもので、費用がかかるわけではございますが、対応するという事は可能でございます。今回につきましては時期的なもの、大雨のおそれも比較的薄いということの中で現状に至っておるところでございます。

○委員長　　それでは、ほかによろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、続いてまちづくり課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○まちづくり課長　　まちづくり課所管の一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の92ページ、第3表の繰越明許費に布袋本町通線街路改良事業、布袋駅東地区交通結節点整備事業を掲げております。

ページ右側の93ページ、第5表の地方債補正に街路改良事業、雨水対策施設整備事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

ページはねていただきまして、96ページ、97ページ中段の13款4項4目4節都市計画費交付金に社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業として2,660万円の補正増をお願いするものでございます。

ページはねていただきまして、98ページ、99ページ下段の20款1項2目2節都市計画債に街路改良事業債として3,290万円の補正減、雨水対策施設整備事業債として2,640万円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

ページはねていただきまして、110ページ、111ページ上段の8款4項1目市街地整備費は1,984万9,000円の補正増をお願いするもので、112ページ、113ページ上段まででございます。

内容につきましては、それぞれ右側説明欄をごらんいただきますようよろしくお願いたします。

なお、補正予算説明資料の9ページ、10ページに位置図を掲げております。補足して説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　　議案説明があったことはあるんですけど、ふえた分もあって減った分もあるものですから、ごちゃごちゃとまぜこぜになっておるものですからよくわからんですけど、大体が。ちょっと整理をして確認しますと、わかりやすいほうでいくと、まずふえるほうですよ。前倒ししたという説明でしたかね。本来、平成29年にやるやつが早くついて前倒し、それが繰越明許につながるよという話、それだけが正しいかどうかわからないんですけど、ただ前倒しの分があるよということで、ふえる分があったりするわけですけど。その場合、9ページに図面があるわけですよ。予算説明書ね、最後のところ、9ページに図面が出ておるわけでありまして。それで111ページがその内容、備考欄に内容が書いてあるわけでありまして、この中で増額補正というのは下に書いてあるわけでありまして、この図面でいくとね、9ページの図面に増額補正部分が下に書いてあって、この中に用地取得で点でくくってある部分が84.89平方メートルというのがありますけど、この部分が、ちょうどこの絵でいくと、小学校のプールの左側に見られるようなところが、細長いところがかかってあって、これが塗ってあるわけだから物件補償も発生するというように読み取れますね。

そうしますと、ここの部分が今回の増額補正でいくと、当初はここの点でくくる部分の分はあくまでも物件調査が当初の予定であったというふうに、当初予算の説明書、図面を見ておってそういうふうに受け取ったんですけど、ここはあくまでもことは物件調査だけをやる予定の中に入っておると。これがさらに用地取得まで行きますよという形で、物件補償も当然伴うよということになるのかわかりませんが。この部分に該当するのが、例えば111ページの備考欄になってくると、そこのところからどれがどれに該当するかというのをまず確認のために御説明いただけますか。

○まちづくり課長　　この備考欄は、今年度予定しておりました用地補償費を一旦減額して、また国の補正予算でプラスした分を含めて変えておりますので、総額でいきますと、もともと当初予算が9,043万円で、用地面積が295.31平米で、補償が5件ということでしたけれども、一旦減額ということ

で4,229万9,000円の減額をして、用地の内訳としては134.79平米で、補償については2件マイナスをしております。国の補正予算につきまして増額するものにつきましては総額として822万6,000円、面積としましては84.89平米追加して、補償も2件ということで、トータルの補正予算としましては5,635万7,000円、面積としましては245.41平米、補償としては5件というものになるものでございまして、こういった内容でよろしいですか。

○東委員　いろいろ差し引きが出てくるのでということだと思いますけど。例えば用地費は、今、課長さんの説明があったように、出発は295.31ですよ。結果的には245になっちゃうわけですけど。その差はだから大ざっぱに49ぐらいになるわけですけど。ふえて減ってということもあるからね、結果的には。あえて9ページに今回の増額の部分があるものだから、この部分がふえた分、あるいは減った部分があるもので、ここも反映して結果的には245になるよという見方でよろしいかということかね、まず1つは。土地の面積からいくと。そういう間が含まれておるとということだね、内容的には。

ここはこれでそういう形で、結果がこうなるものだから、この備考欄は結果しか出てこないものだから、途中の差し引きは、これでは見づらいですよ、なかなか。それはそれでそういうふうに理解せざるを得ないということですよ。

補償費も、もともとは5件で、今回、結果的には5件ということは、要は9ページにあるように、増額でも2件ふえるけど減るのも2件あるで差し引きは結果的には5になるというように理解をしておけばいいということですよ、このあらわし方は。

そうすると、今の図面的にはたまたまそのことでお聞きしたわけで、その関係で単市のほうも、例えば単市事業でも嘱託登記が8筆になるよということで、もともとは4筆だったやつがここはふえるというのが、細かいところでふえてくるわけですよ、ふえた分があつてということで。そういうふうに理解をせざるを得ないわけですけど。

もう1点は、これはこれで増額の部分が新たにふえる。あと、もう1つは減額のほうですよ。減額をせざるを得ないというのも、いろいろこれも本会議で説明があつて、これが新しい9ページにある図面の155号線のすぐ北

側の部分で囲んである斜線の部分、物件補償の部分が今回減額補正に該当する部分ですよというふうに、この見方ですよ。用地取得も、ここの134.79平方メートルも減額だよという形で、今年度できませんというふうにここで理解をするわけですけど。当初ではこれはもともと見込んであったわけですね。当初では当然物件補償もし、用地も取得していくということでもともと表示があった。用地取得は先ほどの295.31平米まで取得しますよということでしたので予定をしておいたわけだけど、これを減額したということになるわけですけど。

このときに1つは、あのときの部長さんの説明がいろいろあったことはあったんですけど、もう1回だけ正確に、今回のこの減額になる経緯だけを確認のために御説明いただけますか。

○まちづくり課長 平成28年度に予定しておりました用地取得及び物件補償のうち、土地所有者、建物所有者及び借家人の3者が対象となる土地1筆及び付随する物件がありまして、このような場合、3者の契約が同時に締結しなきゃいけないということでもあります。今回、住んでみえる方が収用特例による農業振興地域での建築を希望していることから、必要となる手続の期間を考慮いたしまして10月の農用地除外申請書の受け付けを最終期限として交渉を行ってまいりましたが、結果的に土地所有者の合意が得られないことから今回減額をするわけなんですけれども、例えば11月以降に合意が得られたとしても、平成29年度に繰り越しするばかりか、平成30年度まで繰り越しすることが予想されたものですから、今回あえて減額をするものであります。

そして、最終的には、今、国の交付金を平成30年度まで、布袋本町通線の街路改良工事までおさめるということで計画をしておきまして、平成29年度の中では用地取得を全て確保したいと思っておることから、当初予算でまた上げていきたいと考えております。

○東委員 質問以上のことを答えていただきました、今、実を言うと。もともとはこの時期に減額をして対応を変えたということでもありますから、普通だったら年度末まで頑張っていたいただいて交渉していくわけだけど、結果的にはそれで間に合わなければ減額せざるを得ないということになるわけですけど、この12月の段階で早い時期にそういう判断をされたということでもあります。

すけど。

もともと土地の所有者が見えて、建物の所有者が見えて、またそれを借りておる人が見えるよということで、借りておる人は移転先を要望されて、移転先が農地ということで、先ほど農地転用の手続をするように本人は同意をされてみえて、10月の農業委員会には出す予定だったというところで。

そのときに、よくわからないのは、土地の所有者の同意を得られていないという場合ですけど、その場合、本来なら土地の農転ですよ。10月に出す予定というのは、あくまでも借家人の方の意向、オーケーですよ、そこへ移りたいよという。その時点で、借家人の方が土地の確保の農地転用の申請者というのになれるのかというのがよくわからないんですけど。持ち主でないよね、土地の。土地の所有者でない方が、今回そういう例ですよ、農地転用の申請をするということでもありますね、借家人の方がというのが。そういうことが可能かどうかというのがよくわからなかったんですけど。管轄が違えと言われればそれだけで終わっちゃうんだけど、その辺のところはどうなんでしょうかね。

○まちづくり課長　もともと、この都市計画道路布袋本町通線につきましては、土地計画法に基づく手続によって進めている収用事業であります。物件移転補償者の生活再建のため、事業者、いわゆる江南市が発行する収用証明書によって愛知県の開発審査基準の土地収用対象事業による移転に該当します。そういったことから、市街化調整区域内での建築許可の申請を行い、要件を満たせば特例として建築することができるんですけども、今回は借家人ということなんですけれども、愛知県の用地事務を進めている便覧の中で、建物所有者が代替建物の建築を行わない場合は、建物使用者、借家人が収用証明書を発行するということから、今回、そういった特例を使ってやるものでございます。

○東委員　3者なもんでよくわからないんですけど、だからもう1人建物所有者があつて、建物所有者は基本的には何の異存もないということなんです。移ることについて、あるいはそこを移転することについて。問題は土地の所有者が今は同意が得られてないという話ですけど、その場合って、農地転用を出すときも、今はたまたま借家人の方にはそういう権利が与えられますよ

と、収用法の関係で申請できますよという話ですけど、本来はそのときに土地の所有者という人も同時に出さないといかんのですか、農転の。

○まちづくり課長　もともとは土地の所有者、建物所有者、借家人の合意がそろって初めてこういった特例が使えることでもありますので、今回、土地の所有者の合意が得られていないことから使っていないのが現状です。

○東委員　農転の申請のときに、申請人というのは借家人も出てくる、所有者も出てくる、土地の所有者、3者が同時に申請書に出てくるということですか。

○都市整備部長　特例が使えるのは、収用法の特例なので、収用が成立せないかんわけです。我々が収用証明を出すということは、収用が成立するということは、3者の物件が、最初に説明したとおり同時じゃないとこの収用は成立しませんので、10月段階で成立をしておれば収用特例が使える。ただ、もう10月を逃した以上、さっき申し上げたようにずるずるやると2年繰り越しが起こっちゃうので、この補助の仕組み上も都合が悪い。だったらば、3月まで頑張って6月補正に上げさせてもらおうと、失敗した場合、来年の10月までの期間が非常に短くなっちゃうので、もうここで諦めさせていただいて当初に上げたいというのが。そうすると、10月までの期間が6カ月とれる。その間で、この3件の収用を成立させることで、先ほどの移転の特例、農転の特例が使えていくという、こういう。

○東委員　正確によくわからないのは、10月の予定でしたよと。10月に同意を見込んで10月申請の予定だったという話だけど、農地転用の場合って、農転の場合って、その時期時期に幾らでも申請が出てくるじゃないですかね、実際のところ。例えば11月に出たりとか、12月にとか、毎月出てきますよね、現実には。翌年の10月まで待たないかんと。待たざるを得ないという言い方に聞き取れたんだけど、今。

○まちづくり課長　その後、農振除外申請、農地転用、建築許可申請ですとか、工事期間とか、引っ越しとか、全部含めると15カ月ぐらいを見込んでおりますので、そういったことから考えますと、11月以降に合意が得られても、平成29年度へ繰り越すばかりか平成30年度までずれ込むおそれがあるということから、今回減額するものであります。

- 東委員　　だから、全体の工事を見るとという意味ね。申請そのものができててもやれんことはないですよ。例えば11月までに同意が得られれば、土地の所有者もオーケーすればやれたわけだ。3者がオーケーなら。土地の収用も使えますよと。そこでオーケーしたとしても、さらにまた年を越してしまうという意味ですね、今の意味はね。だから、この時期に諦めて。でも、それはある意味ではぎりぎりだよ。全体をおさめようと思うと。だから、それは見込みで大体ありそうなんですか、うまく土地の所有者の意向というのは。
- まちづくり課長　　今まで交渉してきた経緯もありますので、粘り強く交渉するしかないと思っております。
- 牧野委員　　プライバシーにかかわるんで一般論ですが。今ある代替地があって、そこに行こうかなと、オーケーオーケーと言ってきたんだけど、土地所有者がそこじゃだめだということは、ほかのところを探すということなく、そこでまた進めていこうとしているのか、何かそこら辺はどうなんですかね。
- まちづくり課長　　今回、代替地を求めているのは借家人の方でありますので、借家人の方がそこに、農用地の申請が必要なところに住みたいということですので、建物所有者とか土地所有者ではありません。
- 牧野委員　　借家人はいいと言っているんだけど、今の現在の土地所有者がだめだと言っているんでしょう。じゃないの。
- まちづくり課長　　土地所有者については、土地を売ることに對して合意が得られていないということです。そこに移るとかそういったことについては特に何の問題も。
- 委員長　　よろしいですか。
- 東委員　　売ることがだめなもので、なかなか困難ですよ、要は拡幅に。本人は住んでないわけだよ、本人さんというのは、ある意味では。その所有者はね。にもかかわらず拡幅という対象になってしまっ、それに同意を求めてきた、努力をされたわけですけど、皆さんの場合が。一番売ることに対して反対というか同意できない理由の最大は何なんですか。
- まちづくり課長　　土地の形状が、布袋本町通線沿いに長くて30メートルぐらいありまして、奥行きが10メートルほどしかない。そういった中で、都

市計画道路でかかる分については4メートルということになると、残りが6メートルということになりますので、土地利用をするに当たってちょっと難しいということを建主の方は言ってみえます。

○藤岡委員　そもそもこの9ページの資料のほうで、今までもいろいろ委員の方から質問があったと思いますが、この道路そのものはどういう道路を引くのかという、そういうような設計、例えば今もう既にできている部分については歩道があるとか、あとどこに信号ができるとか、横断歩道ができるとか、そういうところは決まっているのか、まだこれからなのか。

○まちづくり課長　おおむねの警察との協議については済んでおります。

○藤岡委員　それで今回、11月の臨時議会のところ、布袋保育園のところに学童保育ができますよね。その場合に、この布袋小学校の子が学童保育までどうやって行くのかなと思ひまして。このプールの横のところを歩いてくのが一番近道なんですけど、ここに横断歩道ができるのかできないのか、それともずっと国道のほうまで大回りをしていくのか、そういうようなところはどうなるのかなと思ったんですけれども。

○まちづくり課長　今後、そういった状況も踏まえて、警察ともう一回協議してまいります。

○東委員　もう1回再確認したいんですけど。先ほどなかなか同意が難しいという方の御意見が、縦長の細い長い側の土地だもんだから、道路で削られる部分がもし4メートル削られると、残った部分が細長くなって土地利用が非常に困るという趣旨で反対されてみえるという、それはよくわからんでもない理由ですよね。土地がそのまま残ってしまうと。ただ、よくわからないのは、この同じ沿線で、もうちょっと前に、もうちょっと北のほうで、建物の軒先だけとか玄関先だけがひっかかって、構外何とかいう、全部つるつと移れますよという形で、それは同意されて移っていく例があったじゃないですか。これは土地も建物も多分同じ人、同一自分だから、例えば軒先でひっかかったけれども、ちゃんと同意をされて、オーケーして市も認めて構外移築をされたという例があるわけですけど。こういう場合は、借家人の方と土地所有者が違うんですよね。建物所有者は別としても。土地の持ち主からしてみると、本来であれば、同じように住んでおる人がほかへ移転してい

くという補償を受けられるのなら、自分も同じように違うところで代替地をという要求はできるんですか。

○まちづくり課長　土地の所有者につきましては、金銭で受け取るだとか代替地が欲しいというのはありますけれども、今回、借家人の方に対して補償される内容につきましては引っ越しの費用ですとか移転雑費ですね、そういった動産についての補償であります。

○東委員　質問したのは、もともとの沿線で建物が、ちょうど玄関先がひっかかるからということで、我々はその程度のこと、その程度と言っては失礼だけど、補修とか改修でいいんじゃないかと思ったけど、持ち主、所有者の意向があつて構外移築という方法でやりますとあって、つるつと移転していくということはオーケーでしたという話でしたよね。今回の場合だって、今のように土地利用が非常に困ると。残された土地を幾ら持ったって、所有者にしてみると。でも住んでおる人は、じゃあ自分は移転していきたいからと言えば、それはオーケーしましょうということでほかへ移転するじゃないですかね。農地のほうへ。それに必要な、建物に必要なものだけの土地を確保していただける。土地の所有者にしてみると、自分だけが残されて、周りは家もなくなっちゃって土地だけ残って、4メートル削られた土地だけが残ると。こういう人してみると、不合理だなという思いがあつて反対だなというのはよくわからんでもないと思う。そういう場合にこういう人たちが、じゃあ自分の土地もほかへ移転してちょうだいと、移転補償してくれと、土地所有者として。そういう要望はできるんですか。代替地という言い方でね。

○まちづくり課主幹　代替地の要望はできますが、代替地で取得できるのは、代替地で支払われるべき金額の範囲内での取得になります。ですから、例えば大きい土地を取得しようと思えば、残った分は一般の売買になります。

○東委員　わからないのは、違いがね。建物と一緒に土地もついておる人、それはその部分、ひっかかる部分だけの補償しか出ません。あとの広い残った土地の分、建物の分も、たとえ移動したとしても全部自分持ちですよと、ひっかかった分だけは市は補償しましょうと、もともとそういうことですか。

○まちづくり課主幹　そうですね。

- 東委員　だから、建物をわざわざ移転する人がいましたけど、今回ね、ほかへ。その人はちょこっと軒先だけがひっかかった、その分だけがあくまでも補償であって、つるつと移転する分については、それは補償しませんよということによろしい。
- まちづくり課主幹　建物の補償については、その工法とか、それからいろいろありますが、構外再築という工法をとれば全部の補償になります。土地の補償については、土地の代金だけはかかった部分しか出ませんので、残った分は御自分で購入いただくということです。
- 委員長　よろしいですか。
- 東委員　ということですね。次のページ。例のエスカレーターの件も入るんですよ。

本会議でも確認をしていただいたような話が幾つかあったんですけど、それであのとき一番の気になったところは、我々はもともとエスカレーターを名鉄構内につくるのに、全部江南市が負担していかげなものかといって反対してきたわけでありまして、それはそれで今回はそれにのっかってやっていくわけでありまして、協定書に基づいて。問題は、解釈の仕方にもあるのかわかりませんが、113ページの上段ですよ、エスカレーターの維持管理事業が今回正式に出てきたわけでありまして。一応負担金として、布袋駅エスカレーター維持管理負担金として101万1,000円今回計上されておるわけでありまして、考え方の内訳はあのとき出ましたですよ。もともとは10年間で維持管理をするという想定で約9,000万円を見込んでありますということで、3台分だということで、それを割り算、割り算、割り算していくと、二月分ぐらい見込んでありますよということで、この金額だということでありました。

問題はその後に出た質問であります。負担金という言い方をしたときに、もともといろいろ議会でも問題になりまして、もっと名鉄に対して要求しようじゃないかということで議会でもいろいろ議論された経緯があるわけでありまして、あのときの維持管理のところで、一応協定書の中に維持管理があって、その第4条の3項に、市は名鉄が承認した業者に本施設の維持管理を委託するものとするという条文があのとき本会議で出されて、本来委託と

いうことであれば、このときに管理負担金は名鉄に負担をするような意味合いにとれるけどという質疑がありまして、それはどうなのという話で、名鉄に負担金を払うんだということでしたね、あのときの御答弁は。そうすると、この協定とちょっと違うんじゃないかという趣旨で質問があったわけでありまして。その辺のことで私が気になったのは、あのときに部長さんは、ここに載せてないような内容については別途協議するという内容も含まれていますので、協議をするように対処したいという御答弁でしたね、あのときの本会議で、協議していきますのでという内容。要はその協議する内容というのは、名鉄に対する負担金という形式にすることを協議するというものでいかどうか、まず確認をしたいんですけど。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　今、委員御指摘のとおり、今後の協議の中で、名鉄へ負担金として支払うという考えで今進めております。

○東委員　　ここが、そうすると表現どおり、負担金というのは名鉄の負担金を考えておるという話ですけど。それで思うのは、協定書は、先ほど紹介したように、あくまでも名鉄が承認をした業者に江南市が維持管理を委託するとなっております。これが委託金ならまだしもいいわけですよ。協定書に基づいて委託するんですよ。ところが違うと。今の話だと、名鉄にやってもらいます、名鉄がやるんだという話だもんで、私は逆じゃないかという気がしてしょうがない。本来ならば、もしそうしたいのであれば、名鉄に負担金を払うというふうにしたいのであれば、この覚書の協定内容をちゃんと変更して、名鉄に負担をしてもらいますと、その維持管理はね、そういうふうに協定を変更して初めてこうやって予算計上すべきじゃないかと私は思うんですけど、順序が逆じゃないのというのがちょっとあるんですけど。

○都市整備部長　　覚書は平成27年9月であります。あの段階では、名鉄との協議で委託料で払おうかというような内容が覚書として。あくまでも覚書、粗筋ですので、その当時はそうでした。それからどんどん話が具体的になってきまして、当時の委託料も、業者というのは名鉄も含んでいました。エスカレーター直接委託相手というのも考えていますし、名鉄が委託相手になると、孫みたいな形も含めて委託という形式を考えていましたが、話が進んで

くるにしたがいで、例えば清掃、毎日毎日掃除をしていただく、あと電気料なんていうのは当然、中電に江南市が払うつもりはございませんので、江南市のメーターをつけませんから、名鉄に小メーターをつけていただいて、それを払っていくのが電気料じゃなくて、中電に払いませんから負担金という、委託料ではありませんから、これは。こういう形。掃除についても、ホーム一帯の掃除の中の一環、これもそういう中の一部の負担、直接委託をしないというような、こういう話が進んでまいりました。

結果につきましては、まだエスカレーター屋さんが決まってない状況でありますので、決まりましたら、保守点検は当然エスカレーターの設置業者になる、これは明らかです。ただその場合も、直接委託料としてそちらへ払うよりも、先ほど申し上げた全体を負担金で、全部名鉄のほうにお支払いをして名鉄が各関係に払うと。今回、特別な予算としては、附則の破損事故に備えた修繕料、これは市が持つよりないだろうと、今後も。

ということで、予算でありますから、執行するときは当然契約に基づいた裏をとった執行になります。きょう現在は、覚書にどう書いてあったかということは予算をとるのに大きな問題でないというふうに考えています。執行する際には、当然、先ほど別途結ぶ協定書でしたっけ、覚書にもそういう表現をしてありますので、じゃあ別途結ぶ協定書があるかといいますと、きょう現在ありません。ない中で予算を立てておりますので、予算の計上方法に何ら問題はないと。ただ、執行するときに委託料で執行することは当然できませんので、この予算に合った執行ができる協定書を結び、またその協定の内容については委員協議会等で御案内させていただきたいなあと今考えています。

- 東委員　本会議の御答弁のような内容だと思いますけど、要は。もともと江南駅のエレベーターだって、あれだって負担金で多分半分持つておるんですよ。今の電気代から全部、向こうがやって負担金で払っておるんです、江南市はね。だから、そういうイメージだと思いますよ、皆さんが思ってみえるのは。どっちかといえば。今、部長さんがおっしゃったとおりです。

あのおときだって、負担金を払うときに、じゃあそういう協定なり覚書があるかといったときは、それはつくりますとってつくって、それに基づいて

やりかけたんですよ。だから今回、わざわざあって、だから今、順序が逆じゃないのと言ったのは、協議ができてないという。私は予算は別に協議がなくても、予算はいいですなんて、今、部長さんがおっしゃったけど、本来そういう協議がされて決まった上で初めて私は負担金として計上できると思いますよ。今はまだ執行の段階じゃないから、別に協議がまとまってなくても予算計上だけなら間違っていないという言い方は、そんなふうには理解はできませんけど。本来、じゃあ何のために覚書があるかということ。つくらなくてもいいじゃない、逆に言えば。こんなものは無視していいよという意味なんだね、逆に言えば。こんなものはなくたって別に予算は出せますよという話だったら、何のために覚書を結んでですか、ある意味ではね。そういうことになるんじゃないの。それは覚書をつくった以上は、それに基づいて考え方を整理して議会に出すというのが本来だと思いますから、だからそういう点では逆じゃないかという意味ですよ。

○都市整備部長　繰り返しになりますが、覚書は粗筋であって、覚書には協定書に基づいて、その協定書が今あるかないかとおっしゃいますと、現実、物がついてないのに協定書はつくれません。ですから、あくまでも、契約書がなくても予算は何でも組みますので、契約がない工事費として予算で組むので、契約に基づいて払うあらかじめの算定であって、執行するとき……。

○東委員　わかりました。予算の金額の積算はできると思います、それはある意味ではね。ただ、それを出す出し方の問題を私は言ったわけでありましてね。その辺のところはだから、協定そのものもまだこれからだという話だし、本会議でもまだ余りよく、じゃあどういふ内容のものがつくられるかもよくわからなくて、実際に調べていただいて、先ほどの自動で人が感知をしてやるようなエスカレーターができるかなという話でありましたけど。具体的にはエスカレーターそのものも、まだ事業者も決まってないし、何も決まってないんですという話でありましたしね。そういう点でいくと、もともとが本来名鉄の構内ですから、市は手は出せないなというのは実際に現実だと思います、正直言ってね。そういうところに払わざるを得ないということで、あのときどういふいきさつで市が委託をするというふうにしたのかよくわかりませんが、本来なら多分負担金でやるというのが大筋だったでしょうね、

多分。その辺のところは整理をした上で本当は提出してもらおうと、私はやるべきだなあという思いがいたしましたね。

○都市整備部長　　今御指摘のとおりでございまして、議案質疑のほうでもお答えしました。平成27年9月の段階では委託料でどうだという大筋の覚書を交わさせていただいて、議会のほうにもお示しさせていただきましたが、あれから1年、具体的になるに従って負担金のほうが都合がいいだろうという、これは最新の協議内容でありますので、事実、覚書については改める必要がある。ただ、ここでもう一言だけ申し上げておきたいのは、覚書を直すという手続は特段必要でないのではないかとという名鉄のほうからの提案もありますので、協定が大事なわけで、覚書には書いてはあるものの、これがこれから結ぼうとする協定の妨げになるので、あらかじめなぶらないと協定が結べないというような見解は持っていないというようなお話は聞いています。

○東委員　　協定もまだできてないという話も今ありましたし、協定もできてないと具体的になかなかね。一般質問でも出ましたですよ。駅舎がほとんどまだこれからですという話もありましたし、上り線がいよいよ上へ上がるんだけど、まだ先々だということで、駅舎のイメージもまだこれからだという話もありまして、名鉄に任せざるを得ないところが実際にあるものですから、こういうことになるのかと思いますけど。そういう点でいけば、ただ順序からいけばちゃんと整理した形で、本来なら協定書もちゃんと一切合財、予算を計上していくんであれば協定書だって議論をされてしかるべきだろうなという気はいたしました。以上です。

○牧野委員　　ちょっと今は仕方ないなと思っています。私もこういうことを、実際にいつもお金を払っているんでよくわかるんです。

あと今、清掃と、電気料は小メーターをつくれればいいんですが、保険なんかは掛けられますかね。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　　予算書113ページをごらんいただきますと、役務費として建物総合損害共済保険料、エスカレーターの本体に対して保険料を掛けさせていただきます。

○牧野委員　　だから、本体に掛けるから、それによって人身が起きた場合、人にも掛かるということですね。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 人に対しては、全国市長会で損害責任保険の対象の施設ということで保険がおりるということを確認しております。

○委員長 ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課について審査をします。

暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

午後1時10分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 建築課の所管について御説明させていただきます。

議案書の112ページ、113ページをお願いいたします。

8款5項住宅費、住宅維持・管理事務で160万8,000円の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○東委員 それでは、事前に議案を見させてもらって見ておったんですが、概略を言うと退去者が予定よりも多くなってしまったということなんですよ、要は、全部で3つのところで10人の方が見えて、例年よりも多いということですね。提案説明のときにも、実際には退去者が多くて費用がかかるようになったんだということで補正を組むと、それはそういうことなんですけど、あのときにも、本人負担もあれば、当然本人負担じゃないものが分かりますという大体概略があったわけなんですけど。実際に退去時点で本人負担の分が、あのときも幾つかありましたよね、例えば故意に損傷を与えたとか、そういうことは当然もちろん本人の負担であるだとか、一定の経年劣化の部分も何か部分的にはありそうな感じの御答弁だったような気もするんですけど、対応せないかんという、入居者がね。

今回補正で、もともとは311万円見込んだやつが471万8,000円にふえるということなんですけど、実際にこの費用の積算というのは、あくまでも概算なんですけど、本人負担の分がもともと幾らぐらいかかって、行政側が責任を負ってかかる費用が幾らぐらいあって、当然必要な修繕はせないかんとときに業者への払い方というのは、本人が負担せないかん分は本人が自前で例えば誰かに頼んで直してやるのか、あるいは行政側が負担金を幾らか取って、これはあなたの分、本人の分ですよとって、合計を市が発注した業者にお支払いするののかというのが、どうなるのかというのが気になるところなんですけどね。それで、その場合に全体費用としてどれぐらいもともとあって。ここだと、市が出す分だけなのかという気がせんでもないんですけどね。例えばもし本人負担があると、特定財源や何かがあって、それを見込んで、それも合わせて払うよというふうになるような気もするんですけど、その辺の実際の流れというのか、それと具体的にどれぐらいの費用が見込まれてこうなるのかというところをちょっとお聞きしたいんですけどね。

○建築課長 退去される方が出ますと、基本的退去される方の負担分は本人さんで発注していただいて結構なんですけれども、本人さんはなかなかそういう修繕業者を持って見えませんので、江南市が修繕するところで業者のほうを立ち合わせて見積もりさせるわけなんですけれども、そこでその費用なんですけれども、もちろん先ほど言いました畳の表がえとか故意に破損したというところは退去者の方の負担になります。その費用分を業者のほうに直接払っていただく。それと残った市のほうで行う修繕に関しましては、うちのほうからその業者に支払うという形になってきます。

修繕の全体的な積算方法なんですけれども、建築の延べ床面積に200円を掛けたものが修繕費用として予算化させていただいております。それが今年度で上げますと237万5,400円ということになりまして、その他緊急時とか随時行う修繕等は、別途積算しまして見積もりを出しまして、予算のほうに合計させていただいて、ことしに関していえば311万円の修繕費となっております。

○東委員 基本的には本人の負担分は、例えば発注は市がやったとしても、その分は分けて、これは本人さんが直接払ってくださいとって本人責任で

やるということですね。そういう流れは、あくまで市が預かってみたいなこととはやらないんですね。

それで今の積算の根拠は床面積掛ける200円ということになって、別途工事が見込まれていますよと。今回あえて471万8,000円になるという場合も、そうすると退去予定の部屋、人数がわかって、その床面積分に、あるいはさらにプラス別途工事分を見込んでということなのか、それとも単純に今回の補正の部分は待機者の人数に対する床面積の200円分ということなんですか。

○建築課長 今回の補正予算のほうでは、流用をさせていただいてやった部分の退去修繕もあります。今、あと1部屋修繕がやれてないんですけども、そちらに関しては見積もりが出ておりますので、そちらの金額と、あといろんなところの修繕しなきゃいけないところがあるものについても見積もりをいただいて、今回の補正予算として、今後、修繕を行っていく計画でおります。

○東委員 もう1点ですけど、まだ1戸が未修繕だということですけど、その場合、今の見積もりという話が出ましたけど。実際には発注のときは見積もりをとって発注する、予算計上は床面積に200円掛けるものというふうになると、大体その辺は実績でそういう200円というのははじいてあるということなんですかね。

○建築課長 江南市全体で修繕費のほうは床面積200円ということで計上させていただいておりますので。

○東委員 この市営住宅だけでない。ほかの建物修繕も全部200円なの、1平方メートル当たり。そういうことかね。

○建築課長 はい、そのように。

○牧野委員 ちょっと確認だけしておきたいんですが、市営住宅に入るときに、退去するとき、原状復帰のときに、この部分は入居者の負担、この部分は貸し主の負担という明細を普通つけるんですけども、あとは細かいところは話し合いになりますけど、そういったものは契約したときにははっきりしてやっておるということですか。

○建築課長 契約時点で御本人さんに御説明申し上げますし、契約書の中にも書いてあります。

- 牧野委員 文書になっているわけだね。
- 建築課長 はい、そうです。
- 藤岡委員 確認ですが、今の予算では、11月末で退去される方の分までの予算で、もしもしこの後、12月から3月までの間にまた退去が出た場合はどうされますか。
- 建築課長 なかなか予算も見込みではつけてもらえないものですから、その場合は最悪、来年度回しということになるかと思います。
- 委員長 ほかによろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 水道部下水道課長 下水道課の所管について御説明申し上げます。

議案書の114ページ、115ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費、繰出金で3万6,000円の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時17分 休 憩

午後1時18分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第119号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

議案第120号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第120号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 続きまして、議案書の116ページをお願いいたします。

議案第120号 平成28年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

はねていただきまして、117ページには第1表 歳入歳出予算補正、118ページから120ページには歳入歳出補正予算事項別明細書総括を掲載しております。

歳入につきましては、121ページ、122ページ上段の5款1項1目一般会計繰入金でございます。

歳出につきましては、下段の1款1項1目総務管理費でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員 セキュリティー強化がその理由でしたけど、現在の時点で、大もとはどうも会計のほうというのか一般会計のほうのかかわりだというふうに聞きましたけど、この時期に補正を組むというと、システムの今の時期に変えなくてはならないことが発生したかというようなことがよくわからないんですけど、現在補正を組むということはですね。その辺の事情というのはこちらでわかるんですかね。今の時期にそれを組まなくてはならなくなった事情というのは。

○水道部下水道課長 4月1日からの稼働になりますので、今年度内に切りかえを行うということでございます。

- 東委員 具体的な内容、強化という言い方でぱっと出ましたけど、どういう部分でどう変わるかというようなところがわかるんですか。それはここでわかる。わからなければしょうがないんだけど。
- 水道部下水道課長 今、インターネット回線の環境でつないでおるんですけど、これをL G W A N、要は官庁の専用回線でやりますとセキュリティーがしっかりするということで、そちらのほうに切りかえるということでございます。
- 東委員 今までと何が、自治体の専用回線だというふうに借りかえるということなんだけど、今まで何だったのかということになるわけですけど。今までは別に、4月1日からそうかえますよということだけど、全国的な規模でそういうふうにかわっておるのか、江南市も含めて一定のところにかえる必要があったのか、今までとの関係で、今までじゃあ何でよかったのかというのもあるわけですけど。これもここで聞くことじゃなきゃここじゃないんですけど。
- 水道部下水道課長 知っている範囲内で、ちょっと間違っておるかもしれませんが。
- 委員長 間違っておることは言っはいかん。間違っておることは言わんほうがいい。
- 水道部下水道課長 これまではインターネット回線によりまして、ウイルスとかそういったものに感染するということがございました。これが、今、霞ヶ関W A Nですかね、こちらは政府のあれなんですけど、そちらのほうと全国一体で、そちらの回線を使ってファイアウォールをしてセキュリティーをしっかりとするということですので、インターネットからのウイルス感染、こうしたものを防ぐ、より安全な形式をとるということでございます。
- 東委員 1点だけね。具体的に今までそういうことで何か事故があったことがあるんですか。例えばそういう感染が起きて収納事務に支障を来したとかそういうことは。
- 水道部下水道課長 下水道課に限ってはございません。
- 委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 23 分 休 憩

午後 1 時 23 分 開 議

○委員長 それでは、議案第120号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第122号 平成28年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 続きまして、議案第122号 平成28年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の136ページ、議案第122号 平成28年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

所管課は水道課でございます。

補正予算といたしまして、収益的収入及び支出の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、137ページから140ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

141ページ、142ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては1款1項3目他会計負担金を掲げております。

収益的支出につきましては、1款1項4目業務費及び2項2目消費税及び地方消費税を掲げております。

内容につきましては、右側説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　　142ページの備考欄で、説明欄というか、今の賦課事業のほうは、先ほどの下水で出てきたやつと趣旨は同じ趣旨で、回線のセキュリティーの強化ということで、大体そういう趣旨だということですけど。その下段の消費税の部分でマイナス2万円ということで、金額的にはそう大した金額じゃないわけですけど、この時期に消費税のためのこういう補正を組むというのは、余り覚えがないもので申しわけないんですけど、どういう計算でこうなってきたのかという、この時期になぜ発生するのかよくわからんですけど。

○水道事業水道部水道課長　　こちらにつきましては、今回の補正予算に伴います収入のほうで他会計負担金、県水さんの負担分に係る消費税分、要は仮受消費税、それに対しまして支出側、今回補正をお願いしております収納事務回線切りかえ委託料の31万5,000円の、これに係るところの仮払消費税、その差額分の消費税差に基づきまして消費税及び地方消費税の額が2万円減額となるものでございます。

○東委員　　そうすると、計算式としては、仮受け分、仮払い分、仮受けに係る消費税がふえて、仮払いに係る消費税が減る。今回は仮払いのほうでふえるということなのかな。本来計算式でいくと、売り上げに対しての消費税分、払うほうの消費税分の差額ですよ、消費税納入税額は。今回マイナスになるということは、払うほうだけがふえるからマイナスということでのいいの。

○水道事業水道部水道課長　　そのとおりでございます。

○東委員　　単純に聞いてしまったけれども、差し引きがあるんじゃないの。だって入としては、水道事業収益としては負担金がふえるわけでしょう。下水から負担金が入ってくるじゃないですか。払うほうでももちろんあるけど。そうすると、もし同じあれならあれだけど、その差額ということでのいいの。計算式としては、幾らに対して幾ら税額、幾ら払って幾ら税額、だから2万

円ですよというのが、明細がわかれば、簡単に。

○水道事業水道部水道課長　　まず収入のほうですけども、実際に下水道課のほうから負担をいただく金額が税込みで3万5,812円でございます。それに対しまして、今回、収納事務回線切りかえ委託料といたしまして、私どもが支払うほうの税込みの金額が31万4,943円でございます。実際に仮払いのほうが大きいので、支出分の31万4,943円から収入分の3万5,812円を差し引いた額に対しまして108分の8を掛けた金額、それが実際に2万676円となりますが、実際に全体の額で消費税を計算しますと、端数処理いたしまして2万円の消費税が減額になるという形でございます。

○牧野委員　　質問じゃないんですけど、知らないんで教えてほしいの。この補正を組むところにもキャッシュ・フローの3月31日とか、貸借対照の予定ですけど、こういうものをつけるというのは、こういうのは年に何回、例えばキャッシュ・フローを3月31日で作るというのは、現在でつくったのか、僕が聞いているのは、こういう予想貸借対照表だとか予想キャッシュ・フローというのは年に何回ぐらいつくっているんですか。つくってこういうものをつけるものなんですかね。

○水道事業水道部水道課長　　まず一番最初、当初予算には当然のごとく年度末のキャッシュ・フローという形で年間のキャッシュ・フローを作成いたします。その後、実際に補正予算を計上するごとにあわせて、当然、当年度の純利益等、それぞれのキャッシュ・フローの1から3までの額が変動いたしますので、変更後のキャッシュ・フロー計算書を予算書に添付いたします。

○牧野委員　　ちょっと僕の会計知識と違うかもしれない。もちろん年度末のキャッシュ・フローでいいんですけど、これはすごく潤沢な資金があるから、ほとんどキャッシュ・フローは要らないぐらいだと思うものの、例えば9月末時点とか、そういうことでやっているわけじゃないの。

○水道事業水道部水道課長　　こちらは、あくまで当初の予算に対しての、予算計上したものについての実際に予算額を全部使用した場合、最終的に年度末に資金残高がどのようになるかということで、あくまで平成28年度の当初から、補正予算を計上しますと、それを当然加算した額でのあくまで予算上のキャッシュ・フロー計算書となるものでございます。

○牧野委員 わかりました。ただ、しかしキャッシュ・フローをつくる目的からいうと、銀行借入れをどうするかとか、返済をどうするかということ、経営的に見ると時点時点で見るとつくるんだけれども、これは決算を含めて全体で年間で見ているということをつくっているんだなああと、ちょっと形式的な感じがするんですが、わかりました。そういった意味で予定貸借も一緒につくったということなんだなああと。わかりました。

もう1個だけ関連質問で。貸倒引当金というのはどれぐらいことは出そうですか。

○水道事業水道部水道課長 もともとこちらの予定貸借対照表では、予算上では200万円という形で、流動資産の未収金という形で200万円の予算計上ですが、現在のところ200万円はまだ超えない範囲で、100万円以上200万円ぐらいで、その間で推移するところと今現状では考えております。

○牧野委員 決算のときに出るんだというような雰囲気なんだけれども、僕はよくわからないのが、現状は督促をしてできなくて、水道をとめることは少ないんだけど、本当は日々というのか、ある程度途中で出てくるのかなあと思うんだけれども、おたくの会計の仕組みはそういうことじゃなしに、中間集計じゃなしに、ある時点で合計してだめだったと出す仕組みなの。

○水道事業水道部水道課長 もともと当初予算を計上する折には、過去の滞納の年度別の滞納額、滞納件数というそれぞれ出ております。それに対しまして今ですと、実際10年経過したものが不納欠損となる形ですけれども、あとそれ以外に居所不明であったり、遠いところで実際に費用対効果、滞納額が例えば1万円で旅費が、もしお金を取りに行くのに2万円かかると、そういった場合であると、実際にそういったものも年度を越えているものについて不納欠損するんで、基本的にいうと、当初予算を計上する折には、過去の滞納リストをもとに、今回ですと200万円ですが、実際百うん十万円とかという数字が出ると、当然引き当てとして、限度額という意味合いで、おおむね切り上げの100万円単位の、今は50万円単位でやっているのかな、50万円単位の切り上げであくまで予算計上しております。ですから、実際にこの200万円を上回る不納欠損が出ることはないものと考えて予算計上をいたしております。

○委員長　ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 33 分　休　憩

午後 1 時 34 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第122号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察報告書について

○委員長　次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

この件は、去る10月25日から27日までに、千葉県船橋市、亘理名取共立衛生処理組合（岩手県名取市）、福島県相馬市を行政視察していただいた報告書について、皆さんの御意見がもしございましたら、委員会の所感として報告書に反映させたいと思います。何か御意見等がございましたら、お聞かせください。

事前に配付されておると思いますが。

別段よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○東委員　実際はこれで、視察は年に一遍だもんであれですけど。資料等も加えていただいておりますから、大体様子がわかって、あとは、どこま

でできるかわからないけれども、本当は、時間がなかったんで申しわけなかったんですけど、評価といいたいでしょうか、ここの施設なり、ここの行政視察をやって、江南市と比べてみて、これだけのことを活用すべきだとか、こういうことがよかったねとか、そういう評価までつけ加えられると、今後のことなんだけど、今後そういう努力はせないかなあと思いました。早目に言うとはよかったんですけどね。今後のことで。できればね。そういうことも本当はつけ加えていくといいかなあという気がします。

○委員長 今後の課題としてお承りしていきたいと思います。

それでは、今回につきましては委員会の所感をつけずに、このまま御報告をさせていただきますので、今定例会において議場配付いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

詳細につきましては、また正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

常任委員会の研修会について

○委員長 最後に、常任委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

講師につきましては、国立研究開発法人建築研究所上席研究員の樋本敬大さんでございます。研修テーマにつきましては公共建築物における大規模木造建築についてとし、日程については、現在、平成29年、来年2月2日の火曜日の午後からを予定しております。時間につきましては今現在調整中でございますので、日程が決まり次第、御報告させていただきたいと思ひますけれども、このような内容で進めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

済みません、来年の2月の2日は、火曜日と言ひましたけれども木曜日だということでもありますので、ここでちょっと訂正させていただきたいと思ひます。

なお、詳細につきましては、講師との調整が整い次第、また皆様方にお知らせしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

これで建設産業委員会を閉会いたします。

午後 1 時40分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 稲山明敏